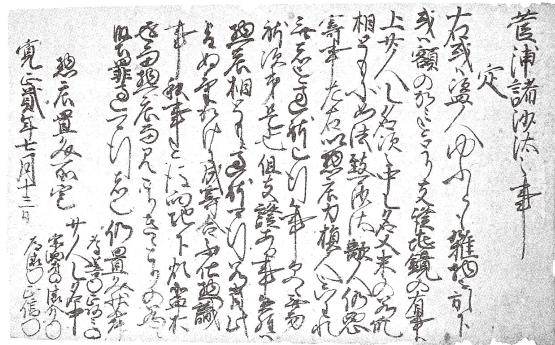


- |     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 第一群 | 年貢、公事の催促状や贈物に対する礼状                |
| 第二群 | 寄進文書や売券等の文書で菅浦住民全体の利害にかかわるもの      |
| 第三群 | 住民全体を拘束する規範としたもの                  |
| 第四群 | 村内行事諸経費等の村民への割当額等の記録文書            |
| 第五群 | 借錢返済後に借用状の書面を墨線で棒引きして返還されたもの      |
| 第六群 | 宛行状、打渡状、検注帳等の正文又は案分               |
| 第七群 | 日指、諸河をめぐる大浦との相論文書や漁場をめぐる堅田浦との相論文書 |

以上の文書の中で最も注目を集めているのは、第三群に属する文書で  
寛正2年(1461年)7月13日に書かれたものです。

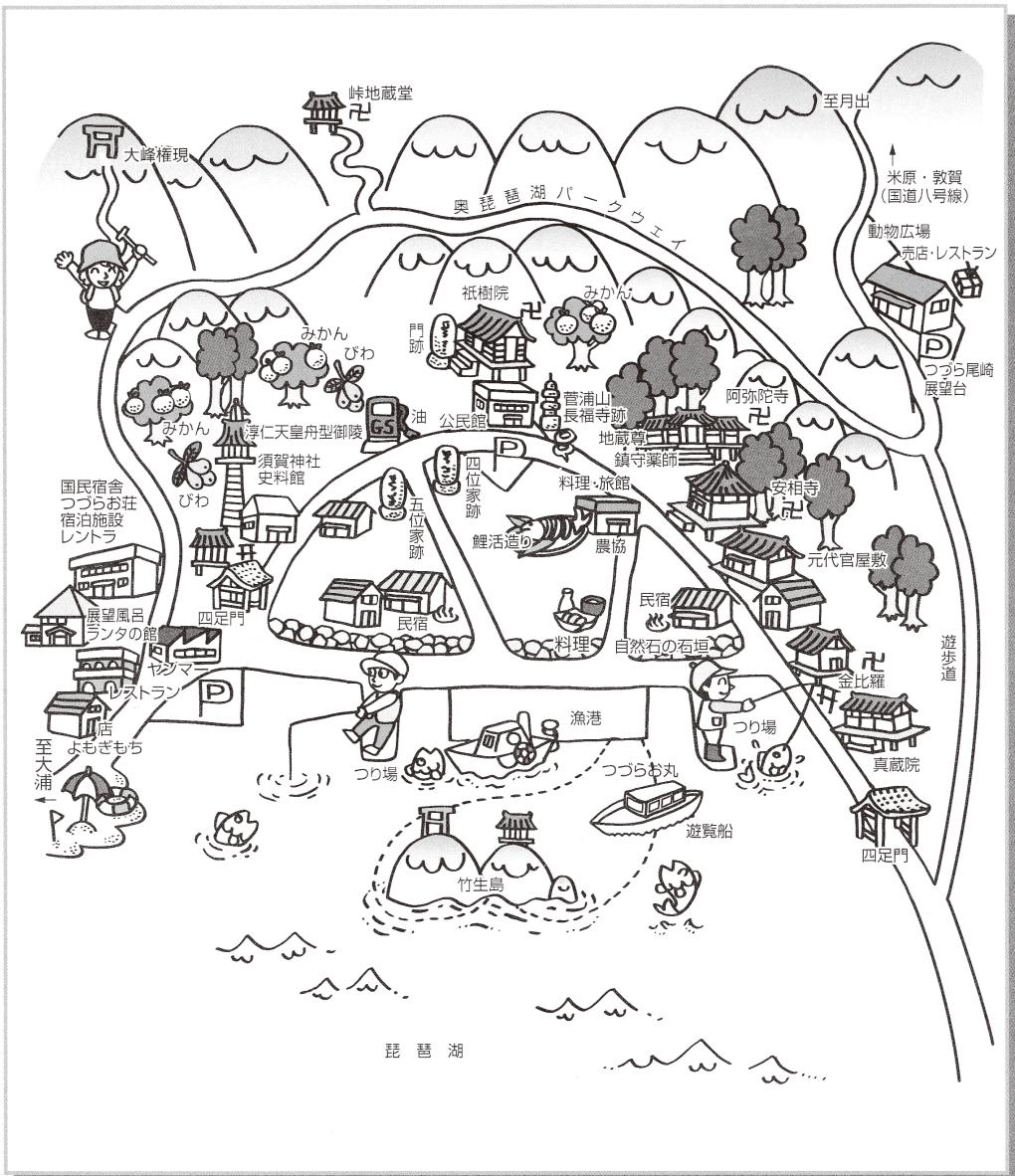
これには、人を罰するにあたり、証拠を重視すること、乙名全員が出席して裁判を行うことなど合理的な村撻について書かれています。これは当時守護大名の制定した分国法が武断主義的色彩を濃くしていた鎌倉時代末期に、すでに、この菅浦には、合理的撻をもつ「惣」という農民の自治組織が形成されていたということがわかる貴重な史料なのです。

菅浦文書は、昭和51年6月5日付けで国の重要文化財書跡の指定を受けています。



### 第三群に属する1461年7月13日付置文

# 管浦案内図



「歴史の里 菅浦」は、湖北エコミュージアムのサテライトです。

(有)西浅井総合サービス